

第69号議案

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第6条第2項中「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び次項から附則第4項までの規定は、令和6年6月1日から適用する。

（令和6年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和6年6月に支給する期末手当に限り、改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の120」とする。

（令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 令和6年12月に支給する期末手当に限り、改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の130」とする。

（令和6年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- 4 令和6年6月及び12月に支給する勤勉手当に限り、改正後の条例第6条第2項の規定の適用については、同項後段中「100分の117.5」とあるのは、「100分の25」とする。

（令和7年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- 5 令和7年6月及び12月に支給する勤勉手当に限り、改正後の条例第6条第2項の規定の適用については、同項後段中「100分の117.5」とあるのは、「100分の50」とする。